

副食費免除基準額表について

令和元年10月から幼児教育無償化がスタートし、幼稚園・保育園に通う3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児については保育料が無償化されました。給食費にかかる費用のうち副食費についても、直接保育園にお支払いいただくこととなります。下記の表のうち、免除対象に該当する方は副食費が免除となりますので、対象の方には免除通知を送付します。（主食費は免除対象になりません。）なお、下記の副食費徴収基準表は、現時点におけるものであり、今後変更が生じる場合があります。

令和6年度 副食費免除基準表

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			免除対象区分
	定義		
第1階層	生活保護世帯等		免除対象
第2階層	第1階層を除き、市町村	市町村民税非課税	
第3階層	民税所得割非課税世帯	市町村民税均等割のみ	
第4階層		12,000円未満	
第5階層		12,000円以上 48,600円未満	
第6階層		48,600円以上 57,700円未満	
第7階層	第1～3階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	57,700円以上 61,000円未満	以下のいずれかに該当する場合、免除対象 ・要保護世帯（在宅障害者（児）がいる世帯、母子・父子世帯等）に該当する場合 ・小学校就学前の子どもで数えて、第3子以降に該当する場合
第8階層		61,000円以上 73,000円未満	
第9階層		73,000円以上 77,101円未満	
第10～19階層	77,101円以上	・小学校就学前の子どもで数えて、第3子以降に該当する場合、免除対象	

※税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の税資料（修正申告書の控えのコピーなど）を提出してください。審査のうえ、免除対象に該当する場合、提出のあった月の翌月分の副食費から修正されます。また、役場での調査確認の結果、年度途中でも副食費が変更されることがあります。

《副食費》についてのお尋ねは、早島町 こども未来課へ TEL. 086-482-2480
(副食費の金額については各園にお尋ねください。)